

**福井市地区計画等を活用した市民による身近なまちづくりの推進に関する条例
（ 〃 施行規則）**

平成19年4月1日施行

福井市都市戦略部都市計画課

～ 目 次 ～

1 条例	P 1 ～ 8
2 施行規則	P 9 ～ 37

目次

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 まちづくり組織等（第7条・第8条）

第3章 まちづくり計画（第9条・第10条）

第4章 まちづくり協定（第11条・第12条）

第5章 地区計画等の案の作成手続き（第13条－第16条）

第6章 まちづくり審議会（第17条）

第7章 身近なまちづくりへの支援（第18条・第19条）

第8章 雑則（第20条・第21条）

附則

平成19年3月31日公布

条例第8号

福井市地区計画等を活用した市民による身近なまちづくりの推進に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条－第6条）
- 第2章 まちづくり組織等（第7条・第8条）
- 第3章 まちづくり計画（第9条・第10条）
- 第4章 まちづくり協定（第11条・第12条）
- 第5章 地区計画等の案の作成手続き（第13条－第16条）
- 第6章 まちづくり審議会（第17条）
- 第7章 身近なまちづくりへの支援（第18条・第19条）
- 第8章 雑則（第20条・第21条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市民等が自らまちづくりを考え、身近なまちづくりを実践していくために地区計画等の活用その他の必要な事項を定めることにより、住みたい、住み続けたいと思えるような、地域の特性をいかした個性的で魅力あるまちづくりを推進していくことを目的とする。

（基本理念）

第2条 地域に住み、働き及び活動する市民、事業を営むもの、まちづくりの団体等は、身近なまちづくりに当たっては、自らの意思と相互の信頼、理解及び協力のもとに情報を共有し、市と協働して行うものとする。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 身近なまちづくり 地区計画等、この条例の制度等を活用して身近な地域の間

題及び課題を解決し、更に住みよい地域を創造していこうとする、地域住民等が主体となって取組む市民等の活動をいう。

(2) まちづくりグループ 特定の利害を図ることなく、地域における身近なまちづくりの推進に努める団体で次号のまちづくり組織に至らない任意なものをいう。

(3) まちづくり組織 まちづくり計画の策定及び計画実現のための活動を通して、身近なまちづくりを推進しようとする団体のうち市長が認定したものをいう。

(4) まちづくり計画 まちづくり組織が、身近なまちづくりの推進を目的として、地域の将来像、まちづくりの目標、方針その他必要な事項を定めた計画で市長が認定したものをいう。

(5) まちづくり協定 まちづくり計画を実現するため、まちづくり組織が市民等、事業者等及び市が守るべき事項を定め、市長と締結したものをいう。

(6) 地区計画等 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第12条の4第1項各号に掲げる計画をいう。

(7) 市民等 市内において住所を有し、事業を営み、及び土地又は建物を所有するもの並びに勤務又は在学する者をいう。

(8) 地域住民等 地域内に住所を有し、事業を営み、及び土地又は建物を所有するものをいう。

(9) 事業者等 建築等行為に係る請負契約の当事者、請負契約によらないで自らその工事を行う者及び設計者をいう。

(10) 建築等行為 次に掲げる行為をいう。

ア 法第4条第12項に規定する開発行為

イ 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第2項に規定する宅地造成その他の土地の区画形質の変更

ウ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13項から第15項までに規定する建築物の新築、増築、改築及び移転並びに大規模の修繕及び模様替

エ 建築物その他工作物に係る外観の変更

オ 建築基準法第2条第1項に規定する工作物の建設及び設置

カ 土地又は建築物の用途の変更

キ 木竹の植栽又は伐採

ク 屋外における物件のたい積

ケ 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置

（市民等の責務）

第4条 市民等は、まちづくりの主体となって、自らの創意工夫により、地域の特性をいかした個性的で魅力あるまちづくりを推進するよう努めるものとする。

2 市民等は、互いに協力し、合意形成に努めるとともに、市及び事業者等と協働して身近なまちづくりを推進するよう努めるものとする。

（事業者等の責務）

第5条 事業者等は、地域の特性をいかした個性的で魅力あるまちづくりが推進されるよう、身近なまちづくりに配慮しなければならない。

（市長の責務）

第6条 市長は、地域の特性をいかした個性的で魅力あるまちづくりに対する市民等及び事業者等の意識の醸成に努めなければならない。

2 市長は、市民が主体的に身近なまちづくりを推進できるよう、必要な支援に努めなければならない。

第2章 まちづくり組織等

（まちづくりグループ）

第7条 市民等は、身近なまちづくりを行う団体を結成し、次の各号のいずれにも該当する場合は、規則で定めるところにより、まちづくりグループとして市に登録することができる。

(1) 構成員が団体の活動の対象となる地域の地域住民等及び身近なまちづくりに関する活動を行う者であること。

(2) 特定のものの利益を図り、又はこれに損害及び制限を加えることを活動の目的としていないこと。

(3) その他市長が規則に定める要件を満たしていること。

2 市長は、必要があると認めるときは、まちづくりグループに対し、その活動の内容について報告又は説明を求めることができる。

（まちづくり組織）

第8条 市民等は、身近なまちづくりの推進を目的とする団体を結成し、次の各号のいずれにも該当する場合は、規則で定めるところにより、まちづくり組織として市長の認定を受けることができる。

- (1) まちづくり計画を策定しようとする団体であること。
 - (2) 構成員が当該まちづくり計画の対象となる地域（以下「計画対象地域」という。）の地域住民等及び身近なまちづくりに関する活動を行う者であること。
 - (3) 計画対象地域の地域住民等の多数の支持を得ていること。
 - (4) 組織運営の規約を有すること。
 - (5) 特定のものの利益を図り、又はこれに損害及び制限を加えることを活動の目的としていないこと。
 - (6) その他市長が規則に定める要件を満たしていること。
- 2 市長は、前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ福井市まちづくり審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。
- 3 前項の規定は、まちづくり組織の変更について準用する。
- 4 まちづくり組織は、市長に対し、その活動の内容について毎年度報告し、又は説明しなければならない。

第3章 まちづくり計画

（まちづくり計画）

第9条 まちづくり組織は、身近なまちづくりの推進を目的として、当該地域の将来像、まちづくりの目標、方針その他必要な事項について案を作成し、次の各号のいずれにも該当する場合は、規則で定めるところにより、まちづくり計画として市長の認定を受けることができる。

- (1) 計画対象地域の地域住民等の自主性及び自律性のもとで推進されると判断できること。
- (2) 土地利用、建築物等に関する方針が盛り込まれていること。
- (3) 計画対象地域の地域住民等の多数の支持を得ていること。
- (4) 周辺環境との調和に配慮されていること。
- (5) 市の都市計画マスタープラン等の計画と整合が図られていること。
- (6) その他市長が規則に定める要件を満たしていること。

2 市長は、前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、まちづくり計画の変更について準用する。

4 まちづくり組織は、まちづくり計画の策定に当たり、当該計画対象地域の地域住民等に策定に関する経緯及び考え方の周知を図り、当該地域住民等の理解を得るよう努めなければならない。

(まちづくり計画の推進)

第10条 まちづくり組織は、まちづくり計画の実現に努めるものとする。

2 まちづくり組織は、前項のまちづくり計画を推進するため、次条に規定するまちづくり協定又は地区計画等の都市計画等の制度を活用することができる。

3 市民等及び事業者等がまちづくり計画の対象となっている地域において建築等行為を行おうとするときは、当該まちづくり計画に配慮しなければならない。

4 市長は、まちづくりに関する行政施策の策定及び実施に当たっては、まちづくり計画に配慮するものとする。

第4章 まちづくり協定

(まちづくり協定)

第11条 まちづくり組織は、前条第1項の規定によるまちづくり計画の推進のため、規則で定めるところにより、まちづくり協定を市長と締結することができる。

2 まちづくり協定は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 当該まちづくり協定の名称、位置及び協定対象区域（計画対象地域のうち、まちづくり協定に規定する区域をいう。以下同じ。）

(2) 当該協定対象区域の将来像、身近なまちづくりの目標及び方針

(3) 土地利用、建築物等に関する基準

(4) その他身近なまちづくりを推進するために必要な事項

3 市長は、第1項のまちづくり協定を締結しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告し、当該まちづくり協定の案を公告の日の翌日から起算して2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

(1) まちづくり協定の案のうち、名称、位置及び協定対象区域

(2) まちづくり協定の案の縦覧場所

4 前項の規定による公告があったときは、当該協定対象区域内の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間の終了の日までに、縦覧に供されたまちづくり協定の案について、市長に意見書を提出することができる。

5 市長は、第1項の規定による締結をしようとするときは、あらかじめ前項の規定により提出された意見書の要旨を審議会に提出し、意見を聴かなければならない。

6 前3項の規定は、まちづくり協定の変更又は廃止について準用する。

(まちづくり協定の遵守)

第12条 市民等及び事業者等が、協定対象区域において建築等行為を行おうとするときは、当該まちづくり協定に適合するよう努めなければならない。

2 協定対象区域において、建築等行為を行おうとするものは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を市長に届けなければならない。

3 市長は、建築等行為がまちづくり協定に適合しないと認めるときは、事業者等に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる。

4 市長は、助言、指導等をする場合において、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

第5章 地区計画等の案の作成手続き

(地区計画等の手続き)

第13条 本章は、法第16条第2項の規定に基づく地区計画等の案の内容となるべき事項（以下「地区計画等の原案」という。）の提示方法及び意見の提出方法並びに同条第3項に基づく地区計画等に関する都市計画の決定若しくは変更又は地区計画等の案の内容となるべき事項（以下「地区計画等の素案」という。）の申出方法について必要な事項を定めるものとする。

(地区計画等の申出)

第14条 法第16条第3項の住民又は利害関係人は、前条に規定する地区計画等の素案を規則で定めるところにより、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があった場合において、地区計画等の素案が適切であると認めるときは、速やかに、法第19条第1項の規定による都市計画の決定に係る手続を行うものとする。

(地区計画等の原案の提示方法)

第15条 市長は、地区計画等の案を作成しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告し、当該地区計画等の原案を公告の日の翌日から起算して2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

(1) 地区計画等の原案のうち、種類、名称、位置及び区域

(2) 地区計画等の原案の縦覧場所

(地区計画等の原案に対する意見の提出方法)

第16条 法第16条第2項に規定する者は、前条の規定により縦覧に供された地区計画等の原案について意見を提出しようとするときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、意見書を市長に提出しなければならない。

第6章 まちづくり審議会

(審議会)

第17条 市長の諮問に応じ、この条例に基づく身近なまちづくりに関する事項を審査又は評価するため、審議会を置く。

2 審議会は、前項に規定するもののほか、身近なまちづくりの推進に必要と認められる事項について、市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員10人以内で組織し、委員は、次に掲げる者から市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 各種団体の代表者

(3) 公募した市民

(4) その他市長が適当と認める者

4 委員の任期は、4年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 身近なまちづくりへの支援

(助成等)

第18条 市長は、身近なまちづくりの推進に対して、必要があると認めるときは、まちづくりグループ及びまちづくり組織に対し一定の期間を定めて技術的支援を行

い、又はまちづくり組織に対し予算の範囲内でその活動に係る経費の一部を助成することができる。

(表彰)

第19条 市長は、身近なまちづくりに関して特に著しい功績があったものに対し、表彰することができる。

第8章 雑則

(公表)

第20条 市長は、第7条第1項の規定によるまちづくりグループの登録、第8条第1項の規定によるまちづくり組織の認定、第9条第1項の規定によるまちづくり計画の認定又は第11条第1項の規定によるまちづくり協定の締結をしたときは、規則に定めるところにより、速やかにその旨を公表するものとする。

2 前項の規定は、第8条第3項、第9条第3項及び第11条第6項に規定する変更又は廃止を行う場合に準用する。

(規則への委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(福井市地区計画等の案の作成手続きに関する条例の廃止)

2 福井市地区計画等の案の作成手続きに関する条例（平成元年福井市条例第54号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行前に附則第2項の規定による廃止前の福井市地区計画等の案の作成手続きに関する条例第2条又は第3条の規定によりなされた行為は、それぞれこの条例の第15条又は第16条の規定によりなされた行為とみなす。

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
 - 第2章 まちづくり組織等（第3条－第12条）
 - 第3章 まちづくり計画（第13条－第16条）
 - 第4章 まちづくり協定（第17条－第22条）
 - 第5章 地区計画等の案の作成手続（第23条・第24条）
 - 第6章 まちづくり審議会（第25条－32条）
 - 第7章 身近なまちづくりへの支援（第33条）
 - 第8章 雑則（第34条・第35条）
- 附則

【 様式 P20～37 】

（まちづくりグループ関係）

- 様式第1号 まちづくりグループ登録届出書
- 様式第2号 まちづくりグループ登録変更届出書
- 様式第3号 まちづくりグループ登録延長届出書
- 様式第4号 まちづくりグループ登録抹消届出書
- 様式第5号 まちづくりグループ活動報告書

（まちづくり組織関係）

- 様式第6号 まちづくり組織認定申出書
- 様式第7号 まちづくり組織認定変更申出書
- 様式第8号 まちづくり組織認定軽微変更届出書
- 様式第9号 まちづくり組織廃止届出書
- 様式第10号 まちづくり組織活動報告書

（まちづくり計画関係）

- 様式第11号 まちづくり計画認定申出書
- 様式第12号 まちづくり計画認定変更申出書

様式第 1 3 号 まちづくり計画廃止届出書

(まちづくり協定関係)

様式第 1 4 号 まちづくり協定締結申出書

様式第 1 5 号 まちづくり協定変更申出書

様式第 1 6 号 まちづくり協定廃止届出書

様式第 1 7 号 まちづくり協定対象区域内における行為の届出書

(地区計画等の申出手続き)

様式第 1 8 号 地区計画等の素案の申出書

平成19年4月1日公布

福井市規則第28号

福井市地区計画等を活用した市民による身近なまちづくりの推進に関する条例
施行規則

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 まちづくり組織等（第3条―第12条）
- 第3章 まちづくり計画（第13条―第16条）
- 第4章 まちづくり協定（第17条―第22条）
- 第5章 地区計画等の案の作成手続（第23条・第24条）
- 第6章 まちづくり審議会（第25条―第32条）
- 第7章 身近なまちづくりへの支援（第33条）
- 第8章 雑則（第34条・第35条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、福井市地区計画等を活用した市民による身近なまちづくりの推進に関する条例（平成19年福井市条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

第2章 まちづくり組織等

（まちづくりグループの登録）

第3条 市民等の団体は、条例第7条第1項の規定によるまちづくりグループの登録（以下「グループ登録」という。）をしようとするときは、まちづくりグループ登録届出書（様式第1号。以下「登録届出書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 活動計画書
- (2) 活動対象地域図（位置図及び区域図）
- (3) 構成員名簿等
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 条例第7条第1項第3号に規定する市長が定める要件は、団体が原則として5名以上の市民等により構成されていることとする。

4 市長は、登録届出書の提出を受けた場合は、速やかに内容を審査し、グループ登録の可否について、当該登録届出書を提出した市民等の団体にその旨を書面により通知するものとする。

5 市長は、グループ登録が適当であると認めるときは、まちづくりグループの登録簿に届出事項を登録するものとする。

6 グループ登録の有効期間は、前項の規定による登録の日から起算して1年とする。

（まちづくりグループの変更）

第4条 まちづくりグループは、登録届出書又は前条第2項各号の書類に記載した事項に変更を生じたときは、速やかにまちづくりグループ登録変更届出書（様式第2号。以下「登録変更届出書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前条第2項、第4項及び第5項の規定は、まちづくりグループの変更について準用する。この場合において、同条第2項中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類のうち変更を生じた事項を証するもの」と、同条第4項中「登録届出書」とあるのは「登録変更届出書」と、「グループ登録」とあるのは「グループ登録の変更」と、同条第5項中「グループ登録」とあるのは「グループ登録の変更」と、「届出事項」とあるのは「変更届出事項」と読み替えるものとする。

（登録の延長）

第5条 まちづくりグループは、グループ登録の有効期間を延長しようとする場合は、当該有効期間の満了の日の1月前までに、まちづくりグループ登録延長届出書（様式第3号。以下「登録延長届出書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 第3条第2項、第4項及び第5項の規定は、グループ登録の有効期間の延長について準用する。この場合において、同条第2項中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類のうち変更を生じた事項を証するもの」と、同条第4項中「登録届出書」とあるのは「登録延長届出書」と、「グループ登録」とあるのは「グループ登録の延長」と、同条第5項中「グループ登録」とあるのは「グループ登録の有効期間の延長」と、「届出事項」とあるのは「延長届出事項」と読み替えるものとする。

3 市長は、第1項の登録延長届出書の提出を受けた場合、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、当該有効期間の満了する日の翌日の属する年度の1年を経過した日の属する年度の末日まで当該有効期間を延長することができる。

(登録の抹消)

第6条 まちづくりグループは、当該グループの登録を抹消しようとするときは、あらかじめまちづくりグループ登録抹消届出書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、グループ登録の有効期間の満了の日から起算して1月前までに前条第1項の規定による登録延長の申請がない場合は、グループ登録を抹消するものとする。

(市長への報告)

第7条 まちづくりグループは、条例第7条第2項の報告又は説明を求められたときは、速やかにまちづくりグループ活動報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(まちづくり組織の認定申出)

第8条 市民等の団体は条例第8条第1項の規定によるまちづくり組織の認定(以下「組織認定」という。)を受けようとするときは、まちづくり組織認定申出書(様式第6号。以下「組織認定申出書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 組織認定申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 活動計画書
- (2) 計画対象地域図(位置図及び区域図)
- (3) 活動実績書

- (4) 規約
 - (5) 構成員名簿
 - (6) 計画対象地域において地域住民等の多数の支持を得ていることを示す書類
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- (まちづくり組織の認定)

第9条 市長は、組織認定申出書の提出を受けた場合は、速やかに内容を審査し、組織認定の可否について、当該組織認定申出書を提出した市民等の団体にその旨を書面により通知するものとする。

2 条例第8条第1項第6号に規定する市長が定める要件は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定の建築等行為に反対することを目的として活動を行うものでないこと。
- (2) 具体的かつ継続的な活動が見込めること。
- (3) 身近なまちづくりを推進するに当たり、公共の福祉に明らかに反する活動で不適切と認められるものでないこと。

(まちづくり組織の変更)

第10条 まちづくり組織は、組織認定申出書又は第8条第2項各号の書類に記載した事項に変更（第3項に規定する「軽微な変更」を除く。）が生じたときは、速やかにまちづくり組織認定変更申出書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 第8条第2項及び前条第1項の規定は、まちづくり組織の変更について準用する。この場合において、第8条第2項中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類のうち変更を生じた事項を証するもの」と読み替えるものとする。

3 まちづくり組織は、組織認定申出書又は第8条第2項各号の書類に記載した事項に軽微な変更を生じたときは、速やかにまちづくり組織認定軽微変更届出書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(まちづくり組織の廃止)

第11条 まちづくり組織は、当該組織を廃止しようとするときは、地域住民等への周知及びその意向を確認した上で、あらかじめ、まちづくり組織廃止届出書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(市長への報告)

第12条 まちづくり組織は、条例第8条第4項に規定する報告又は説明を求められたときは、速やかにまちづくり組織活動報告書(様式第10号。以下「組織活動報告書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 まちづくり組織は、条例第9条第1項に規定するまちづくり計画の認定(以下「計画認定」という。)を受けたのちにおいては、毎年度、組織活動報告書を市長に提出しなければならない。

第3章 まちづくり計画

(まちづくり計画の認定申出)

第13条 まちづくり組織は、計画認定を受けようとするときは、まちづくり計画認定申出書(様式第11号。以下「計画認定申出書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 計画認定申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) まちづくり計画の案
- (2) まちづくり計画に関する活動計画書
- (3) 活動実績書
- (4) 計画対象地域の地域住民等の多数の支持を得ていることを示す書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(まちづくり計画の認定)

第14条 市長は、計画認定申出書の提出を受けた場合は、速やかにその内容を審査し、計画認定の可否について、当該計画認定申出書を提出したまちづくり組織に、その旨を書面により通知するものとする。

2 条例第9条第1項第6号に規定する市長が定める要件は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該計画認定申出書及びまちづくり計画の案が、当該計画認定申出書を提出したまちづくり組織の組織認定及び活動計画に整合していること。
- (2) 当該まちづくり計画への反対者に対して、意見を表明できる機会が確保されており、当該反対者の意見が活動実績書等の提出書類により明確に確認できること

。

(3) その他身近なまちづくりを推進するに当たり、公共の福祉に明らかに反する活動で、不適切と認められるものでないこと。

(まちづくり計画の変更)

第15条 計画認定を受けたまちづくり組織は、計画認定申出書又は第13条第2項各号の書類に記載した事項に変更を生じたときは、速やかにまちづくり計画認定変更申出書（様式第12号。以下「計画認定変更申出書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 第13条第2項及び前条第1項の規定は、まちづくり計画の変更について準用する。この場合において、第13条第2項中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類のうち変更を生じた事項を証するもの」と読み替えるものとする。

(まちづくり計画の廃止)

第16条 まちづくり組織は、計画認定を受けたまちづくり計画を廃止しようとするときは、地域住民等への周知及びその意向を確認した上で、あらかじめ、まちづくり計画廃止届出書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

2 計画認定を受けたまちづくり組織が、第11条のまちづくり組織廃止届を提出し、当該まちづくり組織を廃止したときは、当該認定を受けたまちづくり計画は、失効するものとする。

第4章 まちづくり協定

(まちづくり協定の締結申出)

第17条 まちづくり組織は、条例第11条第1項に規定するまちづくり協定を市長と締結しようとするときは、まちづくり協定締結申出書（様式第14号。以下「協定締結申出書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 協定締結申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) まちづくり協定の案

(2) まちづくり協定に係る活動計画書

(3) 活動実績書

(4) まちづくり計画等

(5) 協定対象区域の地域住民等への当該まちづくり協定の策定に関する情報の公表及び周知の状況を示す書類

(6) 協定対象区域の地域住民等の多数の支持を得ていることを示す書類

(7) その他市長が必要と認める書類

(まちづくり協定の内容)

第18条 条例第11条第2項第3号の土地利用、建築物等に関する基準は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の5第6項各号に掲げる事項のうち、当該まちづくり協定の目標を実現するため必要な事項及びまちづくり計画の実現のために有効と思われる事項を定めるものとする。

2 条例第11条第2項第4号の事項は、まちづくり組織が建築等行為を行おうとするものに対し、当該まちづくり組織との建築等行為について事前協議を求めること等とする。

(まちづくり協定の締結)

第19条 市長は、第17条第1項の協定締結申出書の提出を受けた場合は、速やかに内容を審査し、当該まちづくり協定の案が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、まちづくり組織とまちづくり協定を締結するものとする。

(1) 当該まちづくり協定を締結しようとするまちづくり組織が認定を受けたまちづくり計画と整合が図られていること。

(2) 協定対象区域の地域住民等の多数の支持を得ていること。

(3) 当該協定対象区域の周辺地域に対して影響を与えることが想定される場合において、当該まちづくり協定の原案に関する説明会の開催等、当該周辺区域の地域住民等の意見を求める措置を講じていること。

(4) その他市長が定める要件を満たしていること。

2 市長は、協定締結申出書の提出を受けた場合において、第1項に定める要件を満たさず、まちづくり協定の締結が認められない場合は、その旨を当該団体に通知するものとする。

(まちづくり協定の変更)

第20条 まちづくり協定を締結したまちづくり組織は、協定締結申出書又は第17条第2項各号の書類に記載した事項に変更が生じたときは、速やかにまちづくり協定変更申出書（第15号様式）を市長に提出しなければならない。

2 第17条第2項及び前条第1項の規定は、まちづくり協定の変更について準用す

る。この場合において、第17条第2項中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類のうち変更を生じた事項を証するもの」と読み替えるものとする。

(まちづくり協定の廃止)

第21条 まちづくり組織は、締結したまちづくり協定を廃止しようとするときは、地域住民等への周知及びその意向を確認した上で、あらかじめまちづくり協定廃止届出書(様式第16号)を市長に提出しなければならない。

2 まちづくり協定を締結したまちづくり組織が、第11条のまちづくり組織廃止届を提出し、当該まちづくり組織を廃止したときは、当該協定の締結は失効するものとする。

(建築等行為の届出等)

第22条 条例第12条第2項の規定による届出(以下「まちづくり協定対象区域内における行為の届出」という。)は、まちづくり協定対象区域内における行為の届出書(様式第17号)に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 位置図
- (2) 配置図
- (3) 平面図
- (4) 立面図
- (5) 建築等行為がまちづくり協定に適合していることを確認できる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 建築等行為の届出は、当該建築等行為に係る法令(条例及び規則を含む。)に基づく確認、認定若しくは許可の申請をしようとする日又は当該建築等の行為に着手しようとする日のどちらか早い日の30日前までに行わなければならない。

第5章 地区計画等の案の作成手続き

(地区計画等の素案の申出)

第23条 条例第13条第1項に規定する申出は、地区計画等の素案の申出書(様式第18号)に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 地区計画等の素案
- (2) 活動実績書
- (3) まちづくり計画等

(4) 地区計画の素案の対象となる区域の地域住民等への地区計画等の素案の策定に関する情報の公表及び周知の状況を示す書類

(5) 前号の地域住民等の多数の支持を得ていることを示す書類

(6) その他市長が必要と認める書類

(地区計画等の申出に係る要件)

第24条 条例第14条第2項に規定する地区計画等の素案を適切であると認めるときとは、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 地区計画等の素案とまちづくり計画が整合しているとき。

(2) 地区計画等の素案と福井市総合計画及び各種関連計画が整合しているとき。

(3) 地区計画等の素案のうち、土地利用、建築等に関する基準が、身近なまちづくりを推進する上で適切な内容であるとき。

(4) 地区計画等の素案の対象となる区域の地域住民等の多数の支持を得られているとき。

(5) その他市長が定める要件を満たしているとき。

第6章 まちづくり審議会

(名称)

第25条 条例第17条第1項の審議会の名称は、福井市身近なまちづくり審議会（以下「審議会」という。）とする。

(会長及び副会長)

第26条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第27条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、会長が選出されていないときは、審議会の招集は、市長が行う。

2 審議会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決す

るところによる。

(専門部会)

第28条 審議会に、必要に応じ専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員（以下「部会委員」という。）及び市長が任命する専門委員をもって組織する。

3 専門部会に部会長を置き、部会長は、部会委員及び専門委員の互選によって定める。

4 部会委員及び専門委員は、その者の指名又は任命に係る専門の事項に関する調査及び検討が終了したとき、解任されるものとする。

5 前条の規定は、専門部会の会議について準用する。この場合において、同条中「会長」とあるのは「部会長」と、「市長」とあるのは「会長」と、「審議会」とあるのは「専門部会」と、「委員」とあるのは「部会委員又は専門委員」と読み替えるものとする。

(守秘義務)

第29条 審議会の委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(関係者の意見聴取等)

第30条 会長は、審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定は、専門部会について準用する。この場合において、同項中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第31条 審議会の庶務は、都市戦略部都市計画課において処理する。

(運営に関する委任)

第32条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第7章 身近なまちづくりへの支援

(支援)

第33条 条例第18条に定める支援とは、次に掲げるとおりとする。ただし、第4

号から第6号までの支援の対象は、まちづくり組織に限る。

- (1) 身近なまちづくりに関する情報提供
- (2) 身近なまちづくりに関する相談への助言及び指導並びにまちづくり組織が開催する地域住民等を対象とした勉強会等への市職員等の出席
- (3) 各種の専門的助言のできる人材の派遣
- (4) 活動費助成
- (5) まちづくり計画作成費等助成
- (6) 地区計画素案及びまちづくり協定案作成費等助成
- (7) その他市長が必要と認めること。

第8章 雑則

(公表の方法)

第34条 条例第20条に規定する公表の方法は、福井市の広報紙、ホームページその他の広く市民に周知できる方法のうちから市長が適当と認めるものにより行うものとする。

(委任)

第35条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

<p>まちづくりグループ登録届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>福井市長 様</p> <p style="text-align: center;">グループの名称</p> <p>届出者 代表者住所</p> <p style="text-align: center;">代表者氏名 ㊟</p> <p>福井市地区計画等を活用した市民による身近なまちづくりの推進に関する条例第7条第1項の規定により、まちづくりグループとして登録したいので、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。</p>	
<p>まち づ く り グ ル ー プ</p>	<p>所在地</p>
	<p>目的及び概要</p>
	<p>活動対象地域</p>
<p>グループ登録を行おうとする目的 (該当するものにチェックしてください。)</p>	<p><input type="checkbox"/> 当該地域において、まちづくり組織の結成を目指す。</p> <p><input type="checkbox"/> 他のまちづくりグループと交流を深める。</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p>
<p>(注意) 1 代表者が法人その他の団体である場合に代表者住所及び代表者氏名は、当該法人その他の団体の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>2 この届出書には、次に掲げる書類を添付してください。</p> <p>(1) 活動計画書</p> <p>(2) 活動対象地域図(位置図及び区域図)</p> <p>(3) 構成員名簿等</p> <p>(4) その他市長が必要と認める書類</p> <p>3 この届出に基づき、まちづくりグループとして登録した場合は、その旨を公表します。</p>	

様式第2号（第4条関係）

まちづくりグループ登録変更届出書

年 月 日

福井市長 様

グループの名称

届出者 代表者住所

代表者氏名

㊦

福井市地区計画等を活用した市民による身近なまちづくりの推進に関する条例第7条第1項の規定により、まちづくりグループとして登録した事項を変更したいので、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

(変更前)

(変更後)

- (注意) 1 代表者が法人その他の団体である場合に代表者住所及び代表者氏名は、当該法人その他の団体の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 この届出書には、次に掲げる書類のうち、当該変更の内容を証する書類のみを添付してください。
- (1) 活動計画書
 - (2) 活動対象地域図（位置図及び区域図）
 - (3) 構成員名簿
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 3 変更前と変更後の内容が分かるよう記入してください。
- 4 この届出に基づき、まちづくりグループの登録の変更をした場合は、その旨を公表します。

様式第3号（第5条関係）

<p>まちづくりグループ登録延長届出書</p> <p>年 月 日</p> <p>福井市長 様</p> <p>グループの名称</p> <p>届出者 代表者住所</p> <p>代表者氏名 ㊦</p> <p>福井市地区計画等を活用した市民による身近なまちづくりの推進に関する条例第7条第1項の規定により登録した事項について、登録を延長したので、届け出ます。</p>	
<p>延長する理由</p>	
<p>(注意) 1 代表者が法人その他の団体である場合に代表者住所及び代表者氏名は、当該法人その他の団体の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>2 この届出に基づき、まちづくりグループとしての登録の有効期間を延長した場合は、その旨を公表します。</p>	

様式第 4 号（第 6 条関係）

まちづくりグループ登録抹消届出書

年 月 日

福井市長 様

グループの名称

届出者 代表者住所

代表者氏名

㊦

福井市地区計画等を活用した市民による身近なまちづくりの推進に関する条例第 7 条第 1 項の規定により登録したまちづくりグループの登録を抹消したいので、届け出ます。

抹消の理由

(注意) 1 代表者が法人その他の団体である場合に代表者住所及び代表者氏名は、当該法人その他の団体の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。

2 この届出に基づき、まちづくりグループ登録簿から当該登録事項を抹消します。

様式第5号（第7条関係）

<p>まちづくりグループ活動報告書</p> <p>年 月 日</p> <p>福井市長 様</p> <p>グループの名称</p> <p>届出者 代表者住所</p> <p>代表者氏名 ㊟</p> <p>福井市地区計画等を活用した市民による身近なまちづくりの推進に関する条例第7条第2項の規定により、活動内容を報告します。</p>	
活動の内容	
地域住民等への説明の状況	
その他	
<p>(注意) 1 代表者が法人その他の団体である場合に代表者住所及び代表者氏名は、当該法人その他の団体の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>2 この届出書には、報告に必要な書類等を添付してください。</p>	

様式第6号（第8条関係）

まちづくり組織認定申出書

年 月 日

福井市長 様

組織の名称

申出者 代表者住所

代表者氏名

㊦

福井市地区計画等を活用した市民による身近なまちづくりの推進に関する条例第8条第1項の規定により、まちづくり組織として認定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申し出ます。

まちづくり組織	所在地	
	目的	
	活動対象地域	

- (注意) 1 代表者が法人その他の団体である場合に代表者住所及び代表者氏名は、当該法人その他の団体の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 この申出書には、次に掲げる書類を添付してください。
- (1) 活動計画書
 - (2) 計画対象地域図（位置図及び区域図）
 - (3) 活動実績書
 - (4) 規約
 - (5) 構成員名簿
 - (6) 計画対象地域において多数の支持を得ていることを示す書類
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- 3 この申出に基づき、まちづくり組織として認定した場合は、その旨を公表します。

様式第7号（第10条関係）

まちづくり組織認定変更申出書

年 月 日

福井市長 様

組織の名称

申出者 代表者住所

代表者氏名

㊦

まちづくり組織として認定された事項を変更したいので、次のとおり関係書類を添えて申し出ます。

(変更前)

(変更後)

- (注意) 1 代表者が法人その他の団体である場合に代表者住所及び代表者氏名は、当該法人その他の団体の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 この申出書には、次に掲げる書類のうち、当該変更内容を証する書類のみ添付してください。
- (1) 活動計画書
 - (2) 計画対象地域図（位置図及び区域図）
 - (3) 活動実績書
 - (4) 規約
 - (5) 構成員名簿
 - (6) 計画対象地域において多数の支持を得ていることを示す書類
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- 3 変更前と変更後の内容が分かるよう記入してください。
- 4 この申出に基づき、まちづくり組織としての認定の変更をした場合は、その旨を公表します。

様式第8号（第10条関係）

まちづくり組織認定軽微変更届出書

年 月 日

福井市長 様

組織の名称

申出者 代表者住所

代表者氏名

㊦

まちづくり組織として認定された事項に軽微な変更があったので、次のとおり届け出ます。

(変更前)

(変更後)

- (注意) 1 代表者が法人その他の団体である場合に代表者住所及び代表者氏名は、当該法人その他の団体の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 この申出に基づき、まちづくり組織としての認定の変更をした場合は、その旨を公表します。

様式第9号（第11条関係）

<p>まちづくり組織廃止届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>福井市長 様</p> <p style="text-align: center;">組織の名称</p> <p style="text-align: center;">申出者 代表者住所</p> <p style="text-align: center;">代表者氏名 ㊟</p> <p>まちづくり組織を廃止したいので、次のとおり届け出ます。</p>	
廃止の理由	
地域住民等への 周知の状況	
地域住民等の意向	
<p>(注意) 1 代表者が法人その他の団体である場合に代表者住所及び代表者氏名は、当該法人その他の団体の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>2 この届出に基づき、まちづくり組織認定簿から当該認定事項を抹消し、及びその旨を公表します。</p>	

様式第10号（第12条関係）

<p>まちづくり組織活動報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>福井市長 様</p> <p style="text-align: center;">組織の名称</p> <p style="text-align: center;">申出者 代表者住所</p> <p style="text-align: center;">代表者氏名 ㊟</p> <p>福井市地区計画等を活用した市民による身近なまちづくりの推進に関する条例第8条第4項の規定に基づき、まちづくり組織の活動内容について届け出ます。</p>	
活動の内容	
まちづくり計画、 まちづくり協定等 の検討状況	
その他	
<p>(注意) 1 代表者が法人その他の団体である場合に代表者住所及び代表者氏名は、当該法人その他の団体の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>2 この届出には、報告に必要な書類等を添付してください。</p>	

様式第 1 1 号 (第 1 3 条関係)

まちづくり計画認定申出書

年 月 日

福井市長 様

組織の名称

申出者 代表者住所

代表者氏名

㊦

福井市地区計画等を活用した市民による身近なまちづくりの推進に関する条例第 9 条第 1 項の規定により、まちづくり計画として認定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申し出ます。

まちづくり計画	名称	
	策定目的	
	対象地域	

- (注意) 1 代表者が法人その他の団体である場合に代表者住所及び代表者氏名は、当該法人その他の団体の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 この申出書には、次に掲げる書類を添付してください。
- (1) まちづくり計画の案
 - (2) まちづくり計画に関する活動計画書
 - (3) 活動実績書
 - (4) 地域計画対象地域の地域住民等の多数の支持を得ていることを示す書類
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 3 この申出に基づき、まちづくり計画として認定した場合は、その旨を公表します。

様式第12号（第15条関係）

まちづくり計画認定変更申出書

年 月 日

福井市長 様

組織の名称

申出者 代表者住所

代表者氏名

㊦

まちづくり計画として認定された事項の変更を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申し出ます。

(変更前)

(変更後)

- (注意) 1 代表者が法人その他の団体である場合に代表者住所及び代表者氏名は、当該法人その他の団体の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 この申出書には、次に掲げる書類のうち、当該変更内容を証する書類のみ添付してください。
- (1) まちづくり計画の案
 - (2) まちづくり計画に関する活動計画書
 - (3) 活動実績書
 - (4) 地域計画対象地域の地域住民等の多数の支持を得ていることを示す書類
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 3 変更前と変更後の内容が分かるよう記入してください。
- 4 この申出に基づき、まちづくり計画としての認定の変更をした場合は、その旨を公表します。

様式第13号（第16条関係）

<p>まちづくり計画廃止届出書</p> <p>年 月 日</p> <p>福井市長 様</p> <p>組織の名称</p> <p>申出者 代表者住所</p> <p>代表者氏名 ㊟</p> <p>まちづくり計画を廃止したいので、次のとおり届け出ます。</p>	
廃止の理由	
地域住民等への 周知の状況	
地域住民等の意向	
<p>(注意) 1 代表者が法人その他の団体である場合に代表者住所及び代表者氏名は、当該法人その他の団体の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>2 この届出に基づき、まちづくり計画認定簿から当該認定事項を抹消し、及びその旨を公表します。</p>	

様式第14号（第17条関係）

まちづくり協定締結申出書

年 月 日

福井市長 様

組織の名称

申出者 代表者住所

代表者氏名

㊦

福井市地区計画等を活用した市民による身近なまちづくりの推進に関する条例第11条第1項の規定により、まちづくり協定を締結したいので、次のとおり関係書類を添えて申し出ます。

まちづくり協定	名称	
	位置及び区域	
	区域の面積	ヘクタール
	協定の目標	

(注意) 1 代表者が法人その他の団体である場合に代表者住所及び代表者氏名は、当該法人その他の団体の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。

2 この申出書には、次に掲げる書類を添付してください。

- (1) まちづくり協定の案
- (2) まちづくり協定に係る活動計画書
- (3) 活動実績書
- (4) まちづくり計画等
- (5) 協定対象区域の地域住民等への当該まちづくり協定の策定に関する情報の公表及び周知の状況を示す書類
- (6) 協定対象区域の地域住民等の多数の支持を得ていることを示す書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

3 この申出に基づき、まちづくり協定を締結した場合は、その旨を公表します。

まちづくり協定変更申出書

年 月 日

福井市長 様

組織の名称

申出者 代表者住所

代表者氏名

㊟

まちづくり協定の変更を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申し出ます。

(変更前)

(変更後)

- (注意) 1 代表者が法人その他の団体である場合に代表者住所及び代表者氏名は、当該法人その他の団体の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 この申出書には、次に掲げる書類のうち、当該変更内容を証する書類のみ添付してください。
- (1) まちづくり協定の案
 - (2) まちづくり協定に係る活動計画書
 - (3) 活動実績書
 - (4) まちづくり計画等
 - (5) 協定対象区域の地域住民等への当該まちづくり協定の策定に関する情報の公表及び周知の状況を示す書類
 - (6) 協定対象区域の地域住民等の多数の支持を得ていることを示す書類
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- 3 変更前と変更後の内容が分かるよう記入してください。
- 4 この申出に基づき、まちづくり協定の締結の変更をした場合は、その旨を公表します。

様式第16号（第21条関係）

<p>まちづくり協定廃止届出書</p> <p>年 月 日</p> <p>福井市長 様</p> <p>組織の名称</p> <p>申出者 代表者住所</p> <p>代表者氏名 ㊟</p> <p>まちづくり協定を廃止したいので、次のとおり届け出ます。</p>	
廃止の理由	
地域住民等への 周知の状況	
地域住民等の意向	
<p>(注意) 1 代表者が法人その他の団体である場合に代表者住所及び代表者氏名は、当該法人その他の団体の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>2 この届出に基づき、まちづくり協定締結簿から当該締結事項を抹消し、及びその旨を公表します。</p>	

様式第17号（第22条関係）

まちづくり協定対象区域内における行為の届出書 年 月 日 福井市長 様 住所 届出者 氏名 ㊟ (連絡先)	
まちづくり協定の対象となっている区域において、当該まちづくり協定に係る建築等行為を行いたいので、福井市地区計画等を活用した市民による身近なまちづくりの推進に関する条例第12条第2項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。	
まちづくり協定の名称	
行為の場所	福井市
行為の着手予定日 行為の完了予定日	年 月 日から 年 月 日まで
行為の種別	土地の区画形質の変更 建築物の建築・工作物の建設(新築・改築・増築・移転) その他()
行為の概要	
協定の内容に対し 行った配慮	
まちづくり組織と の協議の状況	
(注意) 1 届出者が法人その他の団体である場合に届出者の住所及び氏名は、法人その他の団体の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。 2 この届出書には、位置図及びまちづくり協定に適合していることを確認できる書類を添付してください。 3 行為の概要については、できるだけ詳しく記載してください。なお、建築計画概要書等の添付をもって、行為の概要の記載に代えることができます。この場合においては、その旨を明示してください。 4 まちづくり組織との協議の状況については、協議経過等を含めてできるだけ詳しく記載してください。また、まちづくり組織から協議終了等の書面が交付されている場合は、その写しを添付してください。	

様式第18号（第23条関係）

地区計画等の素案の申出書 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div>		
福井市長 様 <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> 組織の名称 申請者 代表者住所 代表者氏名 ㊟ </div>		
福井市身近なまちづくり推進条例第14条第1項の規定により、次のとおり地区計画等の素案について申し出ます。		
地区計画等の素案の名称		
位置及び区域		
区域の面積	ヘクタール	
地区計画の目標		
区域の整備、開発 及び保全の方針	土地利用の方針	
	建築物の整備の方針	
地区整備計画	別添	
(注意) 1 届出者が法人その他の団体である場合に、届出者の住所及び氏名は、法人その他の団体の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。 2 地区整備計画の案がある場合には添付してください。		

◎ この条例に関するお問い合わせ先

都市計画課 TEL 0776-20-5450

FAX 0776-20-5453

E-mail tosi@city.fukui.lg.jp